

(様式 1 - 3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 2 5 年 3 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	15	事業名	災害公営住宅整備事業（馬場野団地）	事業番号	D - 4 - 1
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		149,351（千円）	全体事業費	149,351（千円）	
事業概要					
■災害公営住宅整備事業（馬場野団地） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し、被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 馬場野団地 共同住宅 12 戸 1 棟の整備 ▼位置付け 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕第 2 章-第 1 節-第 6 項 孤独死対策 (P20) 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備 (P31)					
当面の事業概要					
<平成 23~24 年度> 馬場野団地 共同住宅 12 戸 1 棟の整備					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人（1,400 世帯）が震災後、約 1 年を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいる。これら被災者（低所得者等（特区特例により収入要件緩和）、高齢者）を対象に応急仮設住宅から恒久住宅の住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで、身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み、生活基盤を固めることは非常に重要である。 なお、共同住宅は、高齢者の共同生活により孤立化を防ぎながら、災害時の拠点となる共同スペースを確保する。また、災害時の停電に備え再生可能エネルギーの活用のため太陽光発電を屋根に設置する。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	16	事業名	災害公営住宅整備事業（明神前団地）	事業番号	D-4-2
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		713,494（千円）	全体事業費	713,494（千円）	
事業概要					
■災害公営住宅整備事業（明神前団地） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し、被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 明神前団地 戸建 46 戸の整備（用地取得含む） ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 1 節-第 6 項 孤独死対策(P20) 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備(P31)					
当面の事業概要					
<平成 23~24 年度> 明神前団地 戸建 46 戸の整備（用地取得含む）					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人（1,400 世帯）が震災後、約 1 年を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいる。これら被災者（低所得者等（特区特例により収入要件緩和）、高齢者）を対象に応急仮設住宅から恒久住宅の住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで、身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み、生活基盤を固めることは非常に重要である。 なお、共同住宅は、高齢者の共同生活により孤立化を防ぎながら、災害時の拠点となる共同スペースを確保する。また、災害時の停電に備え再生可能エネルギーの活用のため太陽光発電を屋根に設置する。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	17	事業名	災害公営住宅整備事業（原釜地区）	事業番号	D-4-3
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）
総交付対象事業費		156,060（千円）	全体事業費		156,060（千円）
事業概要					
■災害公営住宅整備事業（原釜地区） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し、被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 原釜地区 共同住宅 10 戸 1 棟の整備 ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 1 節-第 6 項 孤独死対策(P20) 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備(P31)					
当面の事業概要					
<平成 23~24 年度> 原釜地区 共同住宅 10 戸 1 棟の整備					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人（1,400 世帯）が震災後、約 1 年を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいる。これら被災者（低所得者等（特区特例により収入要件緩和）、高齢者）を対象に応急仮設住宅から恒久住宅の住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで、身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み、生活基盤を固めることは非常に重要である。 なお、共同住宅は、高齢者の共同生活により孤立化を防ぎながら、災害時の拠点となる共同スペースを確保する。また、災害時の停電に備え再生可能エネルギーの活用のため太陽光発電を屋根に設置する。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	18	事業名	災害公営住宅整備事業（磯部地区）		事業番号	D-4-4	
交付団体		市		事業実施主体（直接/間接）		市（直接）	
総交付対象事業費		178,613（千円）		全体事業費		178,613（千円）	
事業概要							
■災害公営住宅整備事業（磯部地区） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し、被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 磯部地区 共同住宅 12 戸 1 棟の整備 ▼位置付け 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕第 2 章-第 1 節-第 6 項 孤独死対策 (P20) 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備 (P31)							
当面の事業概要							
<平成 23~24 年度> 磯部地区 共同住宅 12 戸 1 棟の整備							
東日本大震災の被害との関係							
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人（1,400 世帯）が震災後、約 1 年を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいる。これら被災者（低所得者等（特区特例により収入要件緩和）、高齢者）を対象に応急仮設住宅から恒久住宅の住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで、身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み、生活基盤を固めることは非常に重要である。 なお、共同住宅は、高齢者の共同生活により孤立化を防ぎながら、災害時の拠点となる共同スペースを確保する。また、災害時の停電に備え再生可能エネルギーの活用のため太陽光発電を屋根に設置する。							
関連する災害復旧事業の概要							
被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設							

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 2 5 年 3 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	19	事業名	災害公営住宅整備事業（細田地区）	事業番号	D - 4 - 5
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市	
総交付対象事業費		1,289,721（千円）	全体事業費	1,289,721（千円）	
事業概要					
■災害公営住宅整備事業（細田地区） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 細田地区 災害公営住宅戸建 65 棟、共助住宅 1 棟の整備 ▼位置付け 〔相馬市復興計画〕第 2 章-第 1 節-第 6 項 孤独死対策 (P20) 〔相馬市復興計画〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備 (P31)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> <平成 25 年度> 細田地区災害公営住宅建設工事（共同住宅）1 棟 1 2 世帯 （戸建住宅）6 5 戸					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人（1,400 世帯）が震災後、約 1 年を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいる。これら被災者（低所得者等（特区特例により収入要件緩和）、高齢者）を対象に応急仮設住宅から恒久住宅の住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで、身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み、生活基盤を固めることは非常に重要である。 なお、共同住宅は、高齢者の共同生活により孤立化を防ぎながら、災害時の拠点となる共同スペースを確保する。また、災害時の停電に備え再生可能エネルギーの活用のため太陽光発電を屋根に設置する。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1,500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	54	事業名	都市防災総合推進事業（各地区防災拠点整備事業）	事業番号	D-20-2
交付団体	市		事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費	197,712（千円）		全体事業費	197,712（千円）	
事業概要					
■都市防災総合推進事業（各地区防災拠点整備事業） 市沿岸部など津波や地震の被害により、各地区自治組織の防災拠点である公共施設について全壊等大きな被害が生じているが、現集落内での再建を目指す中、地区活動の拠点となるべき公共施設の整備を行い、災害時の初期段階での避難活動、消防活動等の円滑化を図ることを目的とする。 ▽事業量 各地区活動の拠点となるべき公共施設について整備を行い、各種自治組織の復興活動の拠点となるよう整備を実施する。 実施場所：中野、松川、新田、岩子、南飯渕、立切、獺庭、上古、大迎 整備内容：新たな活用拠点の整備 ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第3項 被災地整理(P26)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 各地区活動の拠点となるべき公共施設について整備を行い、各種自治組織の復興活動の拠点となるよう整備を実施する。 実施場所：松川、新田、岩子、獺庭、中野、南飯渕、立切、上古、大迎 整備内容：新たな活用拠点の整備 <平成 25 年度> ※事業なし					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、当市沿岸部において約 2,000ha を超えるエリアが津波により浸水し、772 戸が流出するなど甚大な被害を受けており、こうした家屋が全流出した地区を「災害危険区域」に指定した。 しかしながら、その他「災害危険区域」に指定はしないものの、津波の被害が大きな地域は多数ある。 その地域については、現集落内での自ら再建してもらうことを原則としており、地区内の対策として津波の被害を軽減する施策を実施することとしている。 そのような中、地区の拠点となる施設についても、早期に整備することが求められている。					
関連する災害復旧事業の概要					
市沿岸部において、約 110 ヘクタールの「災害危険区域」等を対象に、防災集団移転促進事業を実施し、住民を安全な場所に移転させるべく、現在事業を行っている。 また、経済的に自力での住宅を建設することが難しい方向けに災害公営住宅を建設し、被災者に貸与することも行う。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	78	事業名	埋蔵文化財発掘調査事業	事業番号	A-4-1
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)	
総交付対象事業費		8,700 (千円)	全体事業費	26,100 (千円)	
事業概要					
■埋蔵文化財発掘調査事業 東日本大震災により、津波、地震で著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のため、被災した市民の住宅等の再建に伴い、必要となる埋蔵文化財の調査を実施することによって、復興と埋蔵文化財発掘調査との両立を図り、生活基盤の速やかな確立、及び地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備のため広く支援する。 ▽事業量 ①遺跡内における被災住宅等の再建に伴い埋蔵文化財の有無、所在する場合の範囲及び性質等を明らかにするための試掘・確認調査を実施。 ②上記調査結果の受けて、住宅等の再建を優先することとなった場合における、記録保存のための本発掘調査の実施。 ・対象：半壊以上の罹災証明を受けた住宅等 2,119 件 ・平成 24 年度 (4 月～12 月)における問い合わせ、調査件数：15 件 ・調査したうち、本発掘調査の割合：約 3 割 (本市における過去平均) ▼位置付け 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備 (P31) 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 6 項 一般製造業及び第三次産業の支援 (P38)					
当面の事業概要					
<平成 25 年度> ①遺跡内における試掘・確認調査：20 件 ②本発掘調査：6 件 <平成 26～27 年度> ①遺跡内における試掘・確認調査：各年度 20 件 ②本発掘調査：各年度 6 件					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、被害を受けた住家等については、平成 24 年 12 月 31 日現在 2,119 件 (半壊以上) となっており、各自生活基盤の再建を図っている。 津波により著しい被害を受けた地域については、市で新たな住宅団地を整備し、移転を促進するよう事業を進めておりますが、その他地域については、自主再建の方針を示しており、被災者自ら住宅等の再建を行うこととなっている。 その際、埋蔵文化財の確認を行うことは、建築確認上必要なことであり、仮に調査が必要となった場合、被災者への住宅再建への市況となることが想定され、迅速な復旧・復興に遅れが生じる恐れがある。					
関連する災害復旧事業の概要					
市沿岸部において、約 110 ヘクタールの「災害危険区域」等を対象に、防災集団移転促進事業を実施し、住民を安全な場所に移転させるべく、現在事業を行っている。 また、経済的に自力での住宅を建設することが難しい方向けに災害公営住宅を建設し、被災者に貸与することを行う。 なお、自主再建者には、生活再建支援金制度や本市独自の住宅再建支援策を設けている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県 (相馬市) 復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	79	事業名	埋蔵文化財発掘調査事業		事業番号	A-4-2
交付団体		福島県	事業実施主体 (直接/間接)		福島県	
総交付対象事業費		50,976 (千円)	全体事業費		50,976 (千円)	
事業概要						
福島県が事業主体となる復興交付金事業のうち、相馬市内で行う道路事業、都市公園事業、農山漁村地域復興基盤総合整備事業に関連する埋蔵文化財発掘調査事業で、今回は下記の地区に関するものである。 ① 道路事業は「相馬互理線」「原町海老相馬線」、都市公園事業は「原釜・尾浜地区」、農山漁村地域復興基盤総合整備事業は「八沢地区」の事業地を対象とし、各事業地はそれぞれ周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接する。 ② 各地区とも開発範囲が広範であることから、これまでに知られていない埋蔵文化財包蔵地が存在する可能性がある。 ③ 分布・試掘・確認調査を実施することで、事業地に存在する埋蔵文化財を可能な限り早期に把握し、調査によって得られた成果 (遺跡詳細データ) を事業実施者側にその都度提供することで、遺跡が多数存在する場所の工法を変更すること (盛土工法等) が可能となる。工法変更により遺跡を破壊する部分 (本発掘調査) を最低限に留めることで、結果として同事業の円滑な推進を図ることが可能となる。(本発掘調査を回避することで、事業全体の時間的、費用的な削減を図る。)						
当面の事業概要						
<平成 25 年度> 分布調査および試掘・確認調査。 (計 50,976 千円) ・分布調査および試掘・確認調査 6,372 m² × 8 千円 = 50,976 千円						
東日本大震災の被害との関係						
津波による海水の冠水および地殻変動による地盤沈下						
関連する災害復旧事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	80	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（八沢）	事業番号	C-1-4
交付団体	福島県		事業実施主体（直接/間接）	福島県	
総交付対象事業費	97,280（千円）		全体事業費	2,669,606（千円）	
事業概要					
津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指すため、ほ場整備事業のハード事業を行うとともに、農業経営高度化支援事業（指導事業、調査・調整事業、高度化経営体集積促進事業）のソフト事業を併せ行うものである。 区画整理工 A=135.6ha(相馬市及び南相馬市全体で 373.2ha) 農業経営高度化支援事業 N=1 式 ・指導事業 ・調査・調整事業 ・高度経営体集積促進事業 【相馬市復興計画の記載】 第 5 項 農業基盤整備 津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指す。 【福島県復興計画の記載】 (3) 新たな時代をリードする産業の創出 ④ 産業の再生・発展に向けた基盤づくり 農業の持続的発展と農家が意欲とやりがいを持って営農できる環境を整えていくため、農用地の利用集積と一体となった農地整備事業をはじめとした農業農村整備事業を推進する。					
当面の事業概要					
<平成 25 年度> 実施設計、境界測量、換地業務、農業経営高度化支援事業 <平成 26 年度> 区画整理工事、実施設計、換地業務、用買・補償、農業経営高度化支援事業 <平成 27 年度> 区画整理工事、補完工事、確定測量、換地業務、農業経営高度化支援事業					
東日本大震災の被害との関係					
①東日本大震災により発生した津波により、相馬市の沿岸部の約 1,110ha が浸水し、甚大な被害が発生した。被害は、農地はもとより、道水路及び農林水産施設、住宅地などの広範囲に及んでいる。 ②地震による地盤沈下(30～40 cm 程度)により海水面との高低差が少なくなり、海岸沿線部及び各河川沿線部の農地については、排水機能が著しく低下しており、かつ海水の湛水状態が続いたことから塩害も著しく、また表土流出による地力低下もあり、営農再開が困難となっている。しかし、このような営農再開が困難な地域の農業者であっても営農継続を望む声がある。					

③一方、津波により家屋のほか農業機械や設備が流されるなどの被害を受けたものの、この機会に農地集積を進め、地域の農業を復興するとの意欲を持った農家もいる。 ④このため、大区画ほ場整備の実施により、意欲ある担い手に農地を集積し、収益性の高い農業を展開することにより、地域農業の復興を図るものである。	
関連する災害復旧事業の概要	
農地・農業用施設・関連施設について災害査定実施済み。 （農地面積 A=150ha、査定額 3,191,109 千円） 津波被災割合（津波被災¹7面積／地区面積）・・・186.9／188.5＝99%	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	81	事業名	水産種苗研究・生産施設復旧事業		事業番号	C-8-2
交付団体		福島県	事業実施主体 (直接/間接)		福島県 (直接)	
総交付対象事業費		112,676 (千円)	全体事業費		7,392,676 (千円)	
事業概要						
相馬市は、古くから漁業が盛んで、松川浦漁港に水揚げされるヒラメ、カレイ類、アイナメなどの魚介類は、市場や消費者から、新鮮さと品質の良さに高い評価を受けてきた。 さらに、漁業は、観光業や地元特産品と強く結びつき、相馬市において極めて重要な産業となっている。 これまで、福島県では、水産種苗研究所及び種苗生産施設において、東京電力(株)福島第一原子力発電所の温海水を利用し、ヒラメ、アワビ、アユなどの種苗生産技術研究や生産・放流事業に取組み、相馬海域をはじめ、本県海域全体における水産資源の維持・増大を図ってきた。 しかし、東日本大震災に伴う大津波により、上記の水産種苗研究・生産施設が壊滅的な被害を受け、本県水産業の振興のための重要施策として位置づけられていた「栽培漁業」が大きな打撃を受けたことから、相馬市をはじめ本県の漁業者からの要望も踏まえ、放流用種苗の安定的確保に向けて、水産種苗研究・生産施設を早急に整備し、県内における生産・供給体制の再構築を図る。 【整備の内容】 旧施設が東京電力(株)福島第一原子力発電所の温海水を利用した効率的な種苗生産及び高い回収率を維持してきた実績を考慮し、温海水を使用できる火力発電所近傍を候補地として検討した。 今般、相馬共同火力発電(株)新地発電所からの温海水供給と同発電所近傍で施設用地の確保に見通しがついたことから、以下により当該施設を早期に復旧する。 ○施設規模 敷地面積：約 30,000 m² 施設面積：約 14,400 m² 本館棟、種苗研究施設、 種苗生産施設 (飼育水槽、餌料培養棟など) 対象魚種・数量：ヒラメ 100 万尾、アワビ 100 万個、アユ 300 万尾 (従来生産規模と同等) ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください 福島県復興計画(第 2 次)p14、p47、p73、p98「栽培漁業の再構築」 福島復興再生基本方針 p62 う 水産業②						
当面の事業概要						
<平成 25 年度>		基本設計、実施設計等	112,676 千円			
<平成 26~27 年度>		建設工事	7,280,000 千円			
東日本大震災の被害との関係						
東日本大震災に伴う大津波により、種苗研究・生産施設が全壊し、これまで実施してきた種苗研究・生産業務ができない状況となり、漁業者から沿岸漁業や後継者のためにもヒラメ、アワビなどを中心に、本格的な種苗生産再開の要望があり、栽培漁業の再構築が急務となっている。						
関連する災害復旧事業の概要						
震災のため中断した放流用種苗の生産技術開発の継続のため、本県の沿岸重要魚種であるホシガレイ等の研究施設を平成 25 年 4 月開設に向けて、いわき市小名浜の水産試験場敷地内に整備している。						
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名						
交付団体						
基幹事業との関連性						

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	82	事業名	災害公営住宅駐車場整備事業	事業番号	D-4-1-1
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市 (直接)
総交付対象事業費		40,290 (千円)	全体事業費		40,290 (千円)
事業概要					
■災害公営住宅駐車場整備事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し被災者用災害公営住宅を整備することとしているが、住宅整備に併せて、入居者向けの必要不可欠である駐車場を整備することによって、生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 災害公営住宅整備と併せた入居者向け駐車場の整備 共助住宅用 4カ所 (馬場野、原釜、磯部、細田) 戸建住宅用 6カ所 (明神前、細田、刈敷田、鷲山、荒田、南ノ入) ▼位置付け 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 1 節-第 6 項 孤独死対策 (P20) 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備 (P31)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 災害公営住宅整備と併せた入居者向け駐車場の整備 共助住宅用 4カ所 (馬場野、原釜、磯部、細田) 戸建住宅用 1カ所 (明神前) <平成 25 年度> 災害公営住宅整備と併せた入居者向け駐車場の整備 戸建住宅用 5カ所 (細田、刈敷田、鷲山、荒田、南ノ入)					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人 (1,400 世帯) が震災後、約 1 年を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいる。これら被災者 (低所得者等 (特区特例により収入要件緩和)、高齢者) を対象に応急仮設住宅から恒久住宅の住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで、身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み、生活基盤を固めることは非常に重要である。 なお、駐車場については、相馬市では入居者にとっては必要不可欠な施設であり、応急仮設住宅でも駐車場を確保しているため、今回整備する災害公営住宅でも最低各戸 1 台分のスペースは必要である。					
関連する災害復旧事業の概要					
市沿岸部において、約 110 ヘクタールの「災害危険区域」等を対象に、防災集団移転促進事業を実施し、住民を安全な場所に移転させるべく、現在事業を行っている。 また、経済的に自力での住宅を建設することが難しい方向けに災害公営住宅を建設し、被災者に貸与することも行う。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-4-1
事業名	災害公営住宅整備事業 (馬場野団地)
交付団体	相馬市
基幹事業との関連性	
今回整備する駐車場については、災害公営住宅の機能として、相馬市では入居者にとっては必要不可欠な施設であり、応急仮設住宅でも駐車場を確保しているため、今回整備する災害公営住宅でも最低各戸 1 台分のスペースは必要であるため、今回関連して事業を実施するものであります。	